

# 近江八幡市人権擁護に関する条例

平成 8 年 12 月 26 日

条例第 27 号

近江八幡市は、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重するとした日本国憲法の理念と近江八幡市人権擁護都市宣言の主旨のもと、「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重に努め、あらゆる差別をなくし、市民の幸福を追求するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、女性差別、部落差別、障害者差別、在日外国人差別その他のあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくし、人権意識の高揚を図り、差別のない明るく住みよい「人権擁護都市」の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに市民の人権擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をしないよう努めるものとする。

2 市民は、あらゆる差別をなくするための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、あらゆる差別をなくするため、社会福祉の充実、職業の安定、教育・文化の向上及び人権擁護等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 市及び市民は、あらゆる差別をなくするため、啓発活動を効果的に推進するとともに、差別をなくする世論の形成に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第 6 条 市は、あらゆる差別をなくするため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、必要に応じ体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第 8 条 市は、あらゆる差別をなくするための重要事項を調査審議する機関として、近江八幡市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の運営に関する事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。